

いづまる応援ギフト ～流死産された方や海外から帰国された方～

Q1. 妊娠届出に至らず流死産（中絶含む）をしました。いづまる応援ギフトの対象になりますか？

妊娠届出前に産科医療機関等を受診され、令和7年4月1日以降に妊娠の確定診断（胎児の心拍の確認）を受けている人はいづまる応援ギフト（1回目・2回目）の対象となります。

申請に必要なものは以下のとおりです。保健（福祉）センターの窓口でお手続きください。

- ・ 妊娠が確定した産科医療機関等の**診断書**（妊娠確定日、胎児数など）
- ・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載のある住民票など）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ・ 本人名義の振込口座のわかるもの

※ **診断書**は、同ホームページ上の様式をプリントアウトしてご利用ください。

Q2. 妊娠届出後に流死産（中絶含む）をしました。いづまる応援ギフトの対象になりますか？

いづまる応援ギフト（2回目）の対象となります。

交付を受けた母子健康手帳をご持参のうえ、保健（福祉）センターでお手続きをお願いします。

Q3. 海外で妊娠・出産して帰国しました。いづまる応援ギフトの対象になりますか？

令和7年3月31日までに出産した場合

帰国後3か月以内に面談等を実施することで給付対象となります。

なお、**いかなる事由であっても令和8年3月30日までに申請が必要**です。

該当するかどうかについては保健（福祉）センターにお問い合わせください。

令和7年4月1日以降に妊娠・出産した場合

令和7年4月1日以降、妊娠期間に和泉市に住民票がある場合、いづまる応援ギフトの対象となります。（出産後に和泉市に住民票を移した場合は対象外となります。）

他市町村で同妊娠に関して給付を受けていない人が対象です。

申請には下記の書類が必要です。

- ・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載のある住民票など）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ・ 本人名義の振込口座のわかるもの

海外から給付申請の手続きを行なう場合は、妊娠が確定した産科医療機関等の診断書（医療機関情報、胎児心拍確認日、胎児数等が記載されていること）の添付が必要です。

Q4. 外国籍ですが、給付は受けられますか？

和泉市に住民票がある人は対象となります。